

授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学生募集要項（二次募集：2024年7月～12月出発分）

授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定に基づいて本学の学部又は大学院に在籍しつつ、1年以内の1学期又は複数学期の間、海外の大学で教育を受けて単位を取得し又は研究指導を受ける交換留学生を募集する。

1. 応募資格

- ① 本学の学部又は大学院の正規課程に留学期間が終了するまで在籍する者
- ② 留学期間が1学期以上1年以内の者
- ③ 休学することなく留学する者で、部局長の推薦を受けた者
- ④ 派遣先大学の応募資格を満たす者
- ⑤ 主に留学先での学習・研究に英語を使用する場合は、協定校が定める語学要件を満たしている者。
但し、学内応募時点で語学要件を満たしていない場合においても、TOEFL iBT68 または IELTS5.5 以上のスコアを有する者は学内応募を認める。
※必ず TOEFL iBT (Test Taker Score Report) または IELTS (Test Report Form) のスコアの写しを提出すること。その他のスコア (TOEFL ITP、TOEIC、英検、教員による語学力証明書または推薦書等) や有効期限を過ぎたスコアは、一切受け付けない。
※オンライン画面のスクリーンショットでも応募を認めるが、氏名、受験日、Appointment No. (TOEFL iBT の場合) または Test Report Form number (IELTS の場合) の確認ができること。
- ⑥ 主に留学先での学習・研究に英語以外を使用する場合は、有効期限内の公式証明書の原本を提出できる者。
但し、学内応募時点で語学要件を満たしていない場合においても、教員による語学力証明書の提出により学内応募を認める。

※ 本学の授業料を納付することにより、留学先での授業料等は徴収されない

※ 派遣留学経験者も再度応募可能だが、報告書の提出が完了していることを条件とする

2. 派遣先大学及び募集人員

別紙「大学間学生交流協定校一覧」のとおり（※「海外留学の手引き」とは異なるので注意すること）

3. 応募方法および応募書類

【応募方法】

- (1) オンライン申請の URL およびログインに必要な ID・パスワードを所属学部・研究科の教務担当掛を通じて入手し、オンライン申請を行う。
- (2) オンライン申請画面から出力した参加申込書と共に申請書類一式（顔写真はアップロードのみ）を所属学部・研究科の教務担当掛へ提出すること。

<注意事項>

※オンライン申請完了時に自動配信メールで届くログインID（数字5桁）と自身で作成したパスワードは、派遣決定後に渡航情報入力の際に必要なため、必ず保管しておくこと（教務担当掛で入手するログインID・PWとは異なるので注意すること）。

【申請書類】

オンライン申請でのアップロード書類：

- ① 顔写真（脱帽・無背景）

所属学部・研究科教務担当掛への提出書類：

- ② 参加申込書（自署・教員の署名要）
③ 学科・専攻等の長または指導教員等の推薦書（自由形式、推薦者の署名要、日本語・英語以外は和訳要、厳封不要、宛名不要）
④ 学業成績証明書（学部1年次から2023年度前期まで（他大学在籍分も含む）、成績評価基準の記載要、日本語・英語以外は和訳要）
⑤ 志望動機書（日本語、様式1－1使用）
⑥ 語学力証明書（英語は写し、英語以外は原本（教員による語学力証明書を提出する場合は③の推薦書と別にすること））
⑦ 交換留学申請書類チェックシート

※ 詳細については、「交換留学申請書類チェックシート」を必ず確認すること

※ 提出書類の不備・不足は選考対象外となる場合があるため、必ず提出前に確認すること

4. 応募締切

2023年10月31日（火）17:00

※ 上記締切は、国際・共通教育推進部国際教育交流課の締切であり、所属学部・研究科の締切日は別途設定されるため、必ず確認すること。応募は、所属学部・研究科を通じてのみ受け付ける。上記締切後の追加提出・差替えは、一切受け付けない。

5. 面接について

必要に応じて面接を行う場合がある。実施する場合のみ、応募者に直接連絡する。

6. 協定校への出願可否等の決定

- 学内選考では学業成績・志望動機・語学力を総合的に判断する。学内選考の結果については、2023年12月中に各応募者の所属部局長へ通知する。個別の結果通知に関する問い合わせは受け付けない。
- 選考結果は、**推薦・条件付き推薦（語学要件未達等）・非推薦**のいずれかにより通知する。語学要件未達で条件付き推薦となった者は、派遣先大学出願締切日の約3ヵ月前（別途国際教育交流課より通知する）までに、語学要件を達成した証明書（英語は写し、英語以外は原本）を学部・研究科を通じて提出することが推薦の条件となる。

例）シェフィールド大学（9月開始）の場合

結果通知（6月）→ノミネーション（2/1㍻）→派遣先大学へ出願（5/1㍻）→入学許可（6月）

※「条件付き推薦」の者は、ノミネーションまでに語学要件を達成した証明書を提出すること

7. 留意事項

- 応募後の希望大学の変更は一切認められないため、よく考えて希望大学を選ぶこと。
- GPA 基準や学科・専攻ごとに異なる語学要件を設けている大学や、開講科目に制限を設けている大学もあるため、必ず事前に協定校のサイト等で調べておくこと。
- 大学院生の者は、協定校によっては受入れ不可である場合や、学部科目のみ受講可能であるなど、制約が設けられていることがあるため、自身で事前に確認すること。
- 博士後期課程の学生は、大学間交換留学生の受け入れが可能か協定校に確認の上、応募前に了承を得ること。学内締切までに了承が得られない場合も応募は認めるが、留学が認められない可能性もある旨留意すること。
- 外国籍の学生は、自国の協定校への留学が認められない場合があるため、応募締切の1ヵ月前までに国際教育交流課へ確認すること。学内締切までに協定校から回答が得られない場合も応募は認めるが、留学が認められない可能性もある旨留意すること。
- 卒業年次に出発する学生は、留学先での成績証明書が年度内に受領できず、卒業までに単位認定が間に合わない可能性があるため、十分注意すること。
- 最終的な留学の可否は、派遣先大学が決定するため、**学内で出願が認められても必ずしも留学できるとは限らない**（相手大学の事情、本人の語学力、履修科目、成績などさまざまな理由で受入れ不可・変更になることがある）。例えば、ケベック州大学学長協議会（カナダ）に加盟する大学を希望する場合、各加盟校への応募状況により、希望大学への留学が認められない場合があるため、留意すること。
- 希望したコースや科目を履修できない場合もあるため、柔軟に対応すること。
- ビザ・住居・保険・航空券の手配に関しては自身で行い、費用も自己負担となる。そのため、自ら情報収集・判断をして手続きを進めることが求められる。
- 派遣先国における入国制限または外務省による危険情報・感染症危険情報の発出状況等により、本学が留学中止や留学時期の変更を指示する場合があるため、留意すること。

8. 保険について

渡航期間中は必ず**救援費・治療費が無制限**の日本の海外旅行保険に個人で自己負担にて加入すること（京都大学で推奨している「学研災付帯海外留学保険」の場合、半年の留学：6万円程度、1年間の留学：13万円程度）。

国・派遣先大学によっては、指定された保険への加入が義務付けられている。その場合は、日本で加入した海外旅行保険と現地の保険の両方に加入する必要がある。

9. 経済的支援について

【財団による奨学金】

留学のための財団による奨学金（大学推薦・個人応募の両方）の募集については下記リンク先で随時更新されるため、各自で早目に準備しておくこと。

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/student_3/scholarship

【JASSOの海外留学支援制度（協定派遣）】

JASSO（日本学生支援機構）の海外留学支援制度（協定派遣）の募集については、学内選考通過者全員に、春学期開始者は9月頃に、秋学期開始者は4月頃に国際教育交流課より連絡がある。対象者はJASSOの成績基準を満たし、かつ家計基準を満たしている者を優先して選抜される。

10. 交換留学渡航前の手続きについて

交換留学渡航に際し、以下の説明会への参加や届け等の提出を必須とする。**不参加・未完了の者は、渡航を認めない。**

- ① 海外渡航安全説明会への参加
- ② 渡航前健康調査票の提出
- ③ 交換留学渡航に際する誓約書の提出（所属学部・研究科へ提出）
- ④ 海外渡航届（所属学部・研究科へ提出）、その他所属学部・研究科に必要な諸手続き
- ⑤ オンラインシステムを通じて、海外旅行保険情報、渡航・帰国予定、保証人情報の入力

11. 留学後の報告

派遣留学生は帰国後、期限までに以下の書類を提出すること。派遣先大学の成績証明書が国際教育交流課へ届いた場合は、**報告書の提出が完了していることが確認でき次第**、所属学部・研究科を通じて渡される。報告書を提出しない場合は、今後の留学関連プログラムへの応募を認めないことがある。

- ① 交換留学報告書（様式2－1） ※帰国後1カ月以内
- ② 派遣先大学の成績証明書 ※発行され次第
- ③ 渡航後健康調査票 ※帰国後1週間以内

また、本学が実施するアンケートや留学体験に係る広報・イベント等に可能な限り協力すること。

問い合わせ先：

国際・共通教育推進部国際教育交流課 海外留学掛
飯田

outbound.exchange@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

075-753-2489